# 貴社の経営状況の診断から 経営改善・運賃交渉までを 中小企業診断士等が支援します!

# 経営診断・経営改善支援・運賃交渉支援事業

全日本トラック協会では、会員事業者が自社の経営状況を把握し、 改善に取り組むとともに、取引先との運賃交渉を行うことを支援 するために、「経営診断・経営改善支援・運賃交渉支援事業」を実施 いたします。

中小トラック運送事業者のコンサルティング経験豊富な診断士が、確かな経営状況の分析を実施し、改善策の提案・社内説明を行い、さらには希望に応じて運賃設定の支援や、交渉資料の作成支援、運賃交渉への同席・説明までをサポートします(※)。



- ※運賃の決定、運賃交渉における意思決定・意思表示は事業者の判断で行っていただきます。
- ※交渉の成功等、成果を保証するものではありません。



# ステップ1(経営診断)

指定診断士が財務診断、自己診断、現地調査 を実施し、経営状況を安全性、収益性、健全性、 成長性及び生産性等の様々な観点から分析。 その結果を「経営診断報告書」にまとめます。

### (実質負担額)

- ・8万円(Gマーク事業者は6万円)
- ・診断士の旅費交通費の一部

※実質負担額:費用16万円(消費税抜き)に対し助成金を活用した場合



# ステップ2(経営改善支援)

ステップ1の結果を踏まえ、質疑応答をしながら 経営改善策を検討し、助言を行います。 また、経営幹部や従業員の方への説明を行い 全社体制での取組実施を支援します。

### (実質負担額)

- ・3万円(Gマーク事業者は2万円)
- 診断士の旅費交通費の一部

※実質負担額:費用15万円(消費税抜き)に対し助成金を活用した場合



# ステップ3(運賃交渉支援)

ステップ1・2の結果を踏まえ、経営実態に即した 原価計算の実施・運賃設定を支援します。 また、取引先との交渉のための資料作成を補助し、 交渉に同席して資料説明等を行います。

- ※最大4日間稼働。実施期間・内容は協議の上決定します。
- ※運賃の決定、交渉時の意思決定・意思表示は 事業者の判断で行っていただきます。
- ※交渉の成功等、成果を保証するものではありません。

#### (実質負担額)

- ・1日あたり4万円・最大16万円 (Gマーク事業者は1日あたり3万円・最大12万円)
- 診断士の旅費交通費の一部



※実質負担額:費用1日あたり12万円(消費税抜き)に対し助成金を活用した場合

### 愛知県トラック協会 会員各位



原価計算、運賃交渉資料の作成補助、取引先の運賃交渉への同席・資料説明等 を通じて、運賃の設定及び交渉を支援します。

#### 事業者実質負担額のイメージ

・G 保有事業者、診断士の旅費交通費は日帰りで往復3万円にて試算、ステップ3は2日間を想定

ステップ **1 (経営診断) 総費用 19 万円** (費用 16 万/旅費 3 万)

全ト協助成額13万円(費用10万円/旅費3万円)、愛ト協助成額6万円、事業者負担は消費税分

ステップ **2 (経営改善支援) 総費用 18 万円** (費用 15 万円/旅費 3 万)

全ト協助成額16万円(費用13万円/旅費3万円)、愛ト協助成額2万円、事業者負担は消費税分

ステップ 3 (運賃交渉支援) 総費用 30 万円 (費用 2 日間分 24 万/旅費 6 万)

全ト協助成額:23万円(費用18万円/旅費5万円)、愛ト協助成額6万円、事業者負担は消費税分+旅費1万円

※ステップ3は、最大4日間まで補助スキームがありますが、旅費交通費の補助額は上限5万円となります。

#### 注意事項

全ト協が実施する「経営診断・経営改善支援・運賃交渉支援事業」に愛ト協が協調助成を行うものです。

運賃交渉支援の資料作成補助、運賃交渉への同席等(ステップ3)を実施するためには、ステップ1、2を実施する必要があります。

ステップ3の目安として、原価計算1日、資料作成補助1日~2日、その後、取引先の運賃交渉への同席・資料説明等の支援となります。 運賃の決定、運賃交渉における意思決定・意思表示は事業者の判断で行っていただきます。

支援を実施する者は、全ト協から指定を受けた中小企業診断士等です。

交渉の成功等、成果を保証するものではありません。

問合せ先:愛卜協 業務部業務課 TEL 0561-76-2800

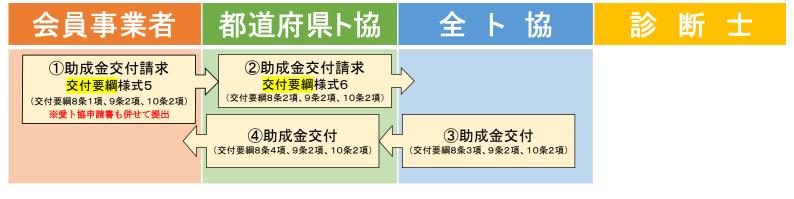
### 令和6年度 経営診断・経営改善支援・運賃交渉支援事業活用促進助成金 手続の流れ

### 診断等の申込から完了までの手続 ※ステップ1(経営診断)からステップ3(運賃交渉支援)まで、いずれも手続の流れ・使用する様式は共通 都道府県ト協 協 断 ②利用申請 ①利用申込み ③対応要請 交付要綱様式1 <mark>交付要綱</mark>様式2 (交付要綱7条3項、9条2項、10条2項) (交付要綱7条2項、9条2項、10条2項) (交付要綱7条1項、9条2項、10条2項) ※誓約書(愛ト協様式1)も提出 ⑤受付通知 ⑥受付通知 ④諾否の通知 <mark>交付要綱</mark>様式4 交付要綱様式3 (交付要綱7条4項、9条2項、10条2項) (交付要綱7条6項、9条2項、10条2項) (交付要綱7条5項、9条2項、10条2項) ⑦診断等の実施 ⑧費用の支払い ⑨完了報告 <mark>実施規程</mark>様式第4

# 2. 助成金の交付請求に関する手続

※ステップ1(経営診断)からステップ3(運賃交渉支援)まで、いずれも手続の流れ・使用する様式は共通

(実施規程8条3項)



## (参考) 診断士の指定に関する手続

